



佐賀県公報

平成16年
6月28日
(月曜日)
号外第2号

(◎印は、県例規集に搭載するもの)

目次

規則

◎佐賀県看護師等修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則

(四二・医務課) 一

教育委員会事項

◎佐賀県立博物館及び佐賀県立美術館の利用に関する規則の一部を改正する規則

(規則・一三) 二

議会事項

◎佐賀県議会会議規則の一部を改正する規則

(規則・一) 二

公布された規則のあらまし

◎佐賀県看護師等修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則(規則第四二号)

- 1 国及び地方公共団体が設置する公立養成施設のほか規則で定める公立養成施設として、日本郵政公社等が設置する養成施設を規定することとした。(第四条の二関係)
- 2 主として老人性疾患の患者を収容する病室を有する病院等を、修学資金の返還免除の対象となる特定施設から除外することとした。(第八条の二関係)
- 3 この規則は、公布の日から施行することとした。
- 4 所要の経過措置を定めることとした。

○規則

佐賀県看護師等修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則をここに公

布する。

平成十六年六月二十八日

佐賀県知事 古川 康

◎佐賀県規則第四十二号

佐賀県看護師等修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則

佐賀県看護師等修学資金貸与条例施行規則(昭和三十八年佐賀県規則第二十八号)の一部を次のように改正する。

第四条の次に次の一条を加える。

(養成施設を設置する公法人)

第四条の二 条例第四条第一項第一号イの規則で定める公法人は、次に掲げるものとする。

- 一 日本郵政公社
- 二 独立行政法人国立病院機構
- 三 地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第六十八条第一項に規定する公立大学法人

第八条の二第四号を次のように改める。

四 削除

第八条の二第六号中「国立療養所」を「独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関」に改める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の佐賀県看護師等修学資金貸与条例施行規則第八条の二第四号に規定する病院において看護職員等の業務に従事する者に対する佐賀県看護師等修学資金貸与条例施行規則の適用については、その者がこの規則の施行の日以後引き続きその病院において看護

職員等の業務に従事する間は、この規則による改正前の佐賀県看護師等修学資金貸与条例施行規則第八条の二第四号に規定する病院は、この規則による改正後の佐賀県看護師等修学資金貸与条例施行規則第八条の二に規定する特定施設とみなす。

○ 教育委員会事項

佐賀県立博物館及び佐賀県立美術館の利用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十六年六月二十八日

佐賀県教育委員会

委員長 杉 町 誠二郎

●佐賀県教育委員会規則第十三号

佐賀県立博物館及び佐賀県立美術館の利用に関する規則の一部を改正する規則

佐賀県立博物館及び佐賀県立美術館の利用に関する規則(昭和五十八年佐賀県教育委員会規則第八号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項の表中「午前十時」を「午前九時三十分」に改める。

別表第一の注の1中「10時」を「9時30分」に改める。

附 則

この規則は、平成十六年八月一日から施行する。

○ 議会事項

佐賀県議会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十六年六月二十八日

佐賀県議会議長 篠 塚 周 城

●佐賀県議会議規則第一号

佐賀県議会議規則の一部を改正する規則

佐賀県議会議規則(昭和三十二年佐賀県議会議規則第一号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「会期は」を「会期は、おおむね」に改め、同項第一号中「三十日以内」を「三十日」に改め、「以内(当該十七日以内に休日がある場合は、十八日以内)」を削り、同項第二号中「五日以内」を「五日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

購読料 一か年二八、八〇〇円(送料共)
申込先 佐賀県経営支援本部総務法制課

平成十六年六月二十八日印刷及び発行
発行者 佐賀県知事 古川 康

発行定日 毎週月水金曜日
印刷所 西部印刷企画(株)